

## 民法 出題の意図

遺産分割の際に問題となる普通預金債権や相続人の特別受益に関する問題の理解を問う。

設問 1 では、共同相続された普通預金債権が、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのか、それとも、それらが遺産分割の対象となるのかを問うもので、判例（最決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁）の趣旨を踏まえた論理の展開が求められる。

設問 2 では、死亡保険金は、903 条 1 項に規定する「遺贈又は贈与に係る財産」に当たるかどうかの問題となっている。判例（最決平成 16 年 10 月 29 日民集 58 卷 7 号 1979 頁）では、生命保険金が遺贈又は贈与に係る財産に該当するかの判断の要素が具体的に示されているが、そうした判断要素に関する言及が求められる。具体的には、(1) 生命保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法 903 条 1 項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないとする原則的理解があること、(2) ただし、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合に当たるかどうか、該当する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解する、といった論点の言及があること、そして、(3) 上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきであると判示している。